

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

偶然の一致なのか、ある人のことを思つてみると、その当人から電話が入ってくることがあります。目に飛び込んできて購入した一冊の本の中に出でてきた人が、彫刻教室の先生の父親だったり、旅先で見掛けた知人が、同じマンションに引っ越してきたことがあります。

こうした偶然に出会う時、人生のリズムや自然との調和やその人との縁を感じます。見過ごされた出会いであっても、自分が強く求めたり、感じた結果、現れてくるものが偶然の一致なのだと思います。

そんな出会いを大事にしたいです。

私の書棚より

○基準を持たない経営判断では、すぐに良い結果が出ないと、「自分の判断が間違っていたのではないか」と疑心暗鬼になってしまいます。もう少し辛抱すべき時でも、何とかして短期的に改善したくなり、それが経営のぶれを生む。

○教科書通りに判断したにも関わらず成果が出ない時もある。しかし、それでも最初の一歩としては正しく、そこから戦術を調整すればいい。

「星野リゾートの教科書」
中沢康彦著 日経BP社

税務アンテナ

□退職手当の所得税は、退職手当から退職所得控除額を控除し、2分の1した金額に対応する所得税率を乗じて計算します。

ただし、「退職所得の受給に関する申告書」を退職手当の支給者に提出しない場合には、退職所得控除額の控除を行わず、一律に退職手当の20.42%の所得税が源泉徴収されます。

退職所得控除額は勤続年数に20年以下は40万円、20年超は70万円を乗じ、勤続年数の1年未満の端数は1年として計算します。勤続年数は、退職金を支給する会社の定めなどによることなく、実際の勤続期間によるため、臨時職員などとして勤務した期間も含まれます。

□個人タクシー業者が自動車と個人タクシーの権利を譲渡したり、プロパンガス業者が配管設備と営業権を譲渡した場合の所得は、譲渡所得の収入金額となります。

自動車や配管設備の未償却残高が、取得費として収入金額から差し引かれ、保有期間が5年を超えていれば、総合課税の長期譲渡所得として2分の1が課税対象になります。

ただし、税理士や司法書士等は一身専属の資格業であるため、顧客の引き継ぎは営業権の譲渡に該当せず、顧客を紹介したことに対する報酬として、雑所得となります。

税務に関するご質問をお受けしております。
お気軽にお問い合わせ下さい。

10月の税務スケジュール

10日	○9月分の源泉所得税の納付
31日	○8月決算法人の確定申告 ○31年2月決算法人の中間申告（予定申告） ○11月、31年2月、5月決算法人の消費税中間申告
31日	○10月決算法人の消費税各種選択届出書提出

今月の贈る言葉『人格は厳しい状況のもとでこそ計られる』 by ネルソン・マンデラ